

絶対ダメ!

性的サービスの強要等

その行為!

人身取引

人身取引の取り締まりを強化しています。

人身取引は人としての尊厳を傷つけ、人権を侵害する重大な犯罪です。
以下の行為は法律違反となり、刑罰が科せられる可能性があります。

ツケを回収するため、
客に
性風俗の
仕事を紹介する



拘禁刑 ~10年 職業安定法63条
※1年以上10年以下の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金

援助交際で
児童にわいせつな
行為をさせる



拘禁刑 ~10年 児童福祉法34条1項6号
同法60条1項※等
※5年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金
※10年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科

家出した子供を
わいせつ目的で
自宅に連れ込む



拘禁刑 ~10年 刑法225条
※1年以上10年以下の拘禁刑

SNSで言葉巧みに
性的な写真を送信させ
「ばらまくぞ」などと脅し、
売春をさせる



拘禁刑 ~3年 売春防止法7条
※3年以下の拘禁刑又は3年以下の拘禁刑及び10万円以下の罰金

※拘禁刑は、令和7年5月31日までは懲役

あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、
最寄りの **警察署(又は#9110)** や **匿名通報ダイヤル(0120-924-839)** に連絡してください。

外国人の場合はこちら

地方出入国在留管理局

0570-013904

人身取引についての詳細や
相談窓口はこちら



政府広報 人身取引 検索

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201111/3.html>



このリーフレットを示した人は、
人身取引の被害に遭っている
可能性があります。
警察等への連絡をお願いします。

リーフレット
(電子版)PDF



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク